

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 佐世保市 外1名

意見書

平成30年9月7日

長崎地方裁判所 佐世保支部 民事部合議係 御中

被告佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口 雅 司

弁護士 藤井 大 祐



上記当事者間の御庁平成29年(ワ)第24号事件について、原告らの平成30年8月3日付け証拠調べに関する意見書及び同日付証拠申出書(2通)に対し、被告佐世保市は、下記の通り意見を述べる。

記

第1 意見の趣旨

- 1 証人谷本薫治及び原告嶋津暉之に関しては尋問の必要性がない。
- 2 その余の原告ら本人尋問に関しても、尋問の必要性はなく、少なくとも21名もの尋問をする必要性はない。

第2 意見の理由

1 証人谷本薫治の尋問について

原告らは、長崎地方裁判所平成27年(行ウ)第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件(以下、「別訴」という。)における請求却下・棄却判決を受けて、平成30年8月3日付け証拠調べに関する意見書において、要旨、「(別訴は)処分時を基準にした判断である一方、本件訴訟は民事の工事差止訴訟であるから、判断基準時は『現時点(口頭弁論終結時)』になる」として、平成25年度以降現時点までの水需要や保有水源の状況に関し、被告佐世保市の水道局長である谷本薫治の証人尋問が必要である旨述べる。

しかし、(そもそも本件訴訟に関しては、取消訴訟の判決内容によって、主張の追加・変更はないと前回期日までに合意されており、かかる経緯からして「平成25年以降現時点までの水需要の状況や保有水源の状況」という新たな主張には違和感を禁じ得ないところであるが、この点はさておいても)原告らの証拠申出書別紙記載の証人谷本薫治の尋問事項を子細に見ても、第2の3(工場業績推移)は甲B6～甲B8により書証で明確になっており、第2の1(佐世保市の人口推移について)や第3(水需要実績)、第4(有効率、有収率、負荷率)、第5(水供給実績及び保有水源の状況)、第6(降雨量)といった諸点についても、主として客観的数値に関するものであり、これらの事項を別途、わざわざ尋問で明らかにする必要性は認められない。

また、原告らの「平成25年以降現時点までの水需要の状況や保有水源の状況」という新たな主張が具体的にいかなるものか、現時点では判然としないものの、第7～第9についても、前提となる事実についての評価を主張レベルで論じれば足りるのであって、尋問の必要性がある事項とは思われない。

加えて、本件では、平成24年度水需要予測の合理性は明確になっており(甲E1～2及び甲E4)、このことから、同年度以降も本件ダム建設の必要性は失われていないと強く推認できる*1こと、等も併せ考慮すれば、証人谷本薫治の尋問の必要性はおよそ認め難い。

2 原告ら本人尋問について

原告らは、水源開発問題全国連絡会の代表者であり、かつ、原告の一人でもある嶋津暉之の尋問を申請している。同人は、原告らの主張では「専門的知識・経験」に基づく意見を述べるというようであるが、それは原告らの主張ないし意見にすぎず、既に書面で提出されている内容の繰り返りで、尋問の必要性に欠ける。仮に、嶋津暉之個人としての「専門的知識・経験」を述べたいというのであれば、それは書面を提出すれば足りる。

*1 なお、別訴判決でも、水需要予測後の実績値と予測値の乖離をもって、直ちに予測値の合理性が否定されるものではない旨、指摘されているところである(甲E4・96頁等)。

また、原告らは、原告らのうち本件土地内に居住する21名の本人尋問も請求しているが、原告らの尋問事項をみると、第2（本件土地とのつながり）については、（陳述書の内容は現時点で定かではないが）被告佐世保市としても、ことさらに争点として争う必要がある事項は含まれていないと推測され、陳述書の提出によれば足りる。このことは、第3の1及び2（原告らの反対の理由）についても（ダム建設反対の合理性の点はさておいて）同様である。

さらに、第3の3（交渉の経緯）についても、甲A6～甲A35で詳細に表れている事実に加え、さらに明らかにすべき必要がある事項が存するようにも思われない。

よって、その余の原告らの本人尋問の必要性もないものと言わざるを得ず、仮に裁判所が原告本人尋問を採用されるとしても、21名もの尋問をする必要性が存しないことは自明である。

以上